

令和5年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問

民法に関する次の各文章の（ ）に入る言葉を答えなさい。

(各4点×10問)

- (1) 権利能力のない社団の財産は、実質的に社団を構成する総社員の（ ）に属する。
- (2) 立木の譲受人が（ ）を施した場合には、その後に土地の所有者から土地及び立木を取得し登記を備えた者に立木の所有権を対抗し得る。
- (3) 雇用契約に基づいて特別な社会的接触関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随的な義務として当事者の一方に対して信義則上（ ）を負う。
- (4) 債権者代位権が行使された場合、第三債務者は債務者に対して主張し得る（ ）を主張することができる。
- (5) 債権が二重に譲渡された場合には、債権者からの譲渡通知が債務者に送達された前後で優劣がつくとされるが、この判例は（ ）の認識を通じて債権の存在と帰属を明らかにしようとするものである。
- (6) 不法行為に基づく損害賠償を自働債権とし、不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権とする相殺は（ ）。
- (7) 請負人の目的物の引渡義務と注文者の報酬支払義務は（ ）の関係に立つ。
- (8) 騙取金員により債務の弁済を受けた債権者に悪意又は重大な過失がある場合は、その金銭の取得は、被騙取者との関係で（ ）がない。
- (9) 子に嫡出子としての身分を取得させるための便法として婚姻届けを提出することは、（ ）を設定する意思がなかったというべきである。
- (10) 相続税の節税のために養子縁組をすることは、節税効果を発生させることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と（ ）意思とは併存しうるものである。

第2問 次の各小問に答えなさい（それぞれ解答用紙に15行以内で記入すること）。

- (1) 民法145条は「時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と規定する。第2抵当権者が第1抵当権者の被担保債権の消滅時効を援用できるかについては、争いがある。判例の立場を説明した上で、その当否について論じなさい。(配点20点)
- (2) 最高裁は従前、預貯金債権は相続開始と同時に相続分に応じて当然に分割され、各共同相続人の分割単独債権になるとしていたが、平成28年12月19日大法廷決定で、従前の判例を変更し、預貯金債権の共同相続にあつては、遺産分割の対象となるとして、判例を変更した。大法廷決定で従前の判例を変更した理由を説明しなさい。(配点20点)

第3問 次の各小問に答えなさい。

【事実】

- (1) AはBから融資を受けるにあたり、自宅の甲土地と乙建物に抵当権を設定した。Aの庭には抵当権設定当時取り外し可能な高価な庭石が存在していた。
- (2) Aの債権者であるCは、Aとの間で強制執行認諾文言付きの公正証書を作成していたが、Aが約定の期日に弁済しない。
- (3) そこで、Cは公正証書に基づいて、甲土地上に存在する動産である庭石に対して強制執行の申立てをした。

小問1 **【事実】**において、Bは庭石に抵当権の効力が及んでいると主張して異議を申立てた。下線部の主張の当否について論じなさい。(配点10点)。

【事実】(3)に代えて、以下の**【事実の続き】**があった。

【事実の続き】

- (4) Aは、D火災保険会社との間で乙建物について火災保険契約を締結した(なお、この火災保険金請求権にBは質権を取得していない)。
- (5) Eは、乙建物に放火して、乙建物を全焼させた。
- (6) Cは、公正証書に基づいて、AのDに対する火災保険金請求権を差押えた。

小問2 **【事実】**(1)(2)**【事実の続き】**(4)乃至(6)を前提として抵当権者であるBは火災保険金の請求をすることができるか(配点30点)。

なお、解答に当たっては問題となる条文を明示して解釈論を展開すること。

以 上